

明 企 第 1 2 7 号

2023 年(令和 5 年) 3 月 10 日

公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南村 忠敬 様

明石市政策局プロジェクト部長

明石市立地適正化計画に係る届出制度について

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市のまちづくりの推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、2023 年(令和 5 年) 4 年 1 日付けで明石市立地適正化計画を公表する予定です。本計画を公表しますと、都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条に基づき、本計画で設定した居住誘導区域外や都市機能誘導区域外に一定規模以上の開発行為等を行う場合、届出が必要となります。あわせて、宅地建物取引業法第 35 条に基づき、届出義務について重要事項説明等の対象となります。

については、添付しております明石市立地適正化計画(案)の概要版及び届出制度のパンフレットをご高覧いただき、貴団体の会員へ周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

〒673-8686

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

明石市政策局企画・調整室(分庁舎 5 階)

担 当：小川・辻

電 話：078-918-5283

メール：toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp